平成２２年（フ）第２５３９号
大阪府茨木市大字車作308番地
破産者　株式会社下野組
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０６６号
大阪府茨木市真砂２丁目９番６号
破産者　共和鉄筋工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１６２号
大阪市浪速区浪速東１丁目４番14号
破産者　株式会社やまに
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７５号
大阪市中央区高津１丁目10番16号
破産者　株式会社ホー・デ・コー
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０００号
大阪市北区大淀中５丁目５番４号
破産者　ランダム大阪株式会社
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０３８号
大阪市北区中津７丁目２番11号
破産者　有限会社カイナンテイ
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０８１号
大阪市住吉区我孫子１丁目１番14号
破産者　有限会社濱野商店
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１４０号
大阪市中央区内平野町２丁目１番14号
破産者　株式会社バウハウス・アソシエイツ
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８９号
広島県東広島市河内町入野1296番地72
破産者　株式会社ウイングパークホテル
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８１号
広島市佐伯区海老園２丁目16番13号
破産者　東栄住研有限会社
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０号
群馬県前橋市大友町１丁目18番地６　パークサイド篠崎106号
破産者　石田　秀夫
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３９号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地尾山台団地１－１－507、開始決定時の住所東京都多摩市永山４丁目３番地１－406
破産者　戸田　利弘
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９９５号
東京都世田谷区若林３丁目14番12号
破産者　有限会社ジョミス・インターナショナル
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６４号
神奈川県座間市緑ケ丘６丁目24番10号
破産者　株式会社秋吉建設
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３０６号
岐阜市日野南７丁目13番６号
破産者　工藤　辰己
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７０号
岐阜県美濃加茂市山手町３丁目28番２、登記簿上の本店所在地岐阜県関市関ノ上一丁目12番３号
破産者　株式会社鈴木オートサービス
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３７１号
岐阜県関市関ノ上１丁目12番３号
破産者　鈴木　清己
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３６号
最後の住所岐阜市則武中４丁目12番８号
破産者　被相続人亡墨善勝相続財産
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
島根県益田市あけぼの西町７番地５
破産者　有限会社博世館
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第４７６号
高知県香南市赤岡町1882番地５
破産者　池内鐵工株式会社
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２８号
高知市一宮中町１丁目14番33号
破産者　有限会社カナエ建設
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７１号
宮崎県東臼杵郡門川町加草３丁目48番地３
破産者　株式会社金丸インテリア工芸
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部